

あなたの「見える」をサポートします。



第67回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2023年6月27日(火曜日) 午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております)

■ 開催場所

ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

■ 目次

招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
提供書面	
事業報告	10
計算書類	30
監査報告	49

●株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布
はございません。



株式会社 シード

証券コード:7743



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7743/>



株主の皆様へ



代表取締役社長

西村 昌弘

株主の皆様には、日頃より当社に対するご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

ここに、当社第67回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当期は、資源価格の高騰に起因する物価上昇や急激な為替変動といった影響はありますものの、新型コロナウイルス感染症による規制及び行動制限は5類感染症への移行を境に転換点を迎え、経済活動は本格的に再開し始めました。

このような状況の下、2022年10月に創立65周年を迎えた当社グループは、中期3ヶ年（2021年4月～2024年3月）経営計画『～「見える」に新たな価値を～』の2年目につきましても、『Made in Nippon』と『Japan Quality』による安全で高品質な製品とサービスを提供することで企業価値を高め、継続的な成長を実現することを図ってまいりました。

既存の「ワンデーピュアシリーズ」を中心としつつ、2つの異なるベクトルを持つシリコンハイドロゲルレンズを市場に提案することで、ワンデー市場での売上伸長を図るとともに、ボリュームゾーン向けのコンタクトレンズだけでなく、乱視や遠近両用など特色のあるスペシャリティレンズと称されるものの拡販にも注力し、市場競争力を高めてまいります。

今後も、中期経営計画を踏まえつつ外部環境に応じて臨機応変かつ果断に事業活動を推進いたしますので、株主の皆様方におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。また、株主の皆様のご健勝とご発展を併せてお祈り申し上げます。

ご案内

- ご質問は事前に専用フォームからも受け付けております。
- 本株主総会の模様は、後日、株主総会ページより動画をご覧いただけます。
- 今後の状況変化に応じて、上記対応については随時変更してまいりますので、株主総会ページより最新の情報をご覧くださいますようお願い申し上げます。



ご質問専用フォーム

[https://reg18.smp.ne.jp/regist/switch/
00011K0000CA60t0Ff/soukai](https://reg18.smp.ne.jp/regist/switch/00011K0000CA60t0Ff/soukai)



株主総会ページ

[https://www.seed.co.jp/company/ir/
soukai.html](https://www.seed.co.jp/company/ir/soukai.html)

証券コード 7743
2023年6月6日

株 主 各 位

東京都文京区本郷2丁目40番2号
(本社仮事務所)
東京都千代田区神田錦町2丁目11番地
三洋安田ビル
株 式 会 社 シ ー ド
代表取締役社長 浦 壁 昌 広

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）についての電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seed.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「企業・IR情報」「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7743/teiji/>



【東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シード」又は「コード」に当社証券コード「7743」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（4～5頁）をご高覧のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時 (受付開始予定: 午前9時)
2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号
ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第67期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください。画面の案内に従い議決権を行使してください。

▶ 行使期限:2023年6月26日(月曜日)午後6時までに入力

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

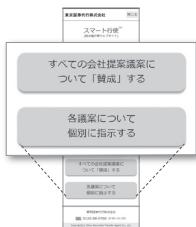
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

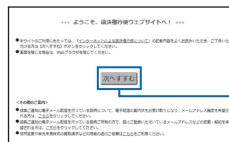
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

東京証券代行株式会社

電話：0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主の皆様へ適切な配当水準による配当継続を実施することを重要課題とし、経営体質強化と事業拡大のための内部留保確保等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を継続していくことを基本方針としております。

当期におきましては、特別損失の影響により大幅な減益となりましたが、今後の成長戦略と上記基本方針にも掲げております株主への安定的な利益還元を継続していくこと等を総合的に勘案いたしまして、期初の予定どおり1株につき12円の配当とさせていただきます。

次期の配当につきましては、上記基本方針と収益について改善が見込まれることを鑑みまして、2023年3月期同様1株につき年間12円の配当を予定しております。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は300,400,680円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役1名選任の件

取締役 細川均氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。

つきましては、後任として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
いがらし じゅん
五十嵐 淳

新任

生年月日

1962年10月1日

所有する当社の株式数

18,600株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 当社入社
1998年4月 当社眼鏡部長
2014年4月 当社執行役員関連事業部長
2016年4月 当社常務執行役員商品本部長
2021年7月 当社常務執行役員関係会社管理部長
2022年4月 当社常務執行役員事業開発本部長（現任）

取締役候補者とした理由

五十嵐淳氏は2016年より常務執行役員として、商品本部や関係会社管理部、事業開発本部といった営業・企画部門を統括する責任者として業務を執行してまいりました。当社子会社の代表取締役を務めた企業経営経験もあり、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 五十嵐淳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐淳氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3)会社役員の状況②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されたと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査体制の強化・充実を図るために、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者

ほそかわ ひとし
細川 均

新任

生年月日

1958年9月6日

所有する当社の株式数

13,370株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年6月 当社入社
1994年4月 (株)シード関西販売代表取締役社長
2000年10月 当社人事総務部長
2003年4月 当社東日本営業部長
2006年7月 当社執行役員営業本部CL営業部長
2013年4月 当社常務執行役員営業本部長兼CL営業部長
2013年7月 当社常務執行役員営業本部長
2016年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

常勤監査役候補者とした理由

細川均氏は、2013年より常務執行役員営業本部長、2016年より取締役常務執行役員営業本部長としてコンタクトレンズ事業を中心とした営業・企画部門を統括してまいりました。培ってきた豊富な経験と高い知識から、当社の経営全般に対して監査・監督できるものと判断し、常勤監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 細川均氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細川均氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3)会社員の状況②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2021年6月25日開催の第65回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき現在に至っておりますが、監査体制の一層の充実を図るため常勤監査役を1名増員することに伴い、監査役の報酬額を年額40百万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

本議案は、監査の重要性が年々増していることや、さらには当社の事業規模、業務範囲の拡大と役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告〔(3)会社役員の状況③取締役及び監査役の報酬等〕に記載のとおりであります。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

以上

【ご参考】

本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリクス

取締役	企業経営	当社事業に関する知見	ガバナンス リスクマネジメント 法務	財務・税務 会計・金融 資本市場	M&A 経営再建	商品企画 生産・技術	化学・工学 薬学・医学	ロジス ティクス	国際経験 海外ビジネス
代表取締役社長 浦壁 昌広	●	●	●	●	●	●		●	●
取締役 杉山 哲也		●	●	●					
取締役 福田 猛		●				●	●		
取締役 佐藤 隆郎		●				●	●		
取締役 ※1 五十嵐 淳	●	●			●	●			
社外取締役 小原 之夫	●	●	●	●	●				●
社外取締役 大竹 裕子	●	●	●	●	●				
社外取締役 小泉 範子	●	●					●		

監査役

常勤監査役 中山 友之		●				●		●	
常勤監査役 ※2 細川 均	●	●				●			
社外監査役 二瓶 ひろ子		●	●						●
社外監査役 林 龍太郎	●	●	●	●					●

※1 五十嵐淳氏については本総会第2号議案での候補者であります。

※2 細川均氏については本総会第3号議案での候補者であります。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済につきましては、マスク着用のルール見直しや2023年5月からの感染症法上の分類の引き下げが決定される等、新型コロナウイルス感染症による規制及び行動制限は転換点を迎え、経済活動が本格的に再開し始めました。

国内のコンタクトレンズ市場におきましては、社会活動の正常化に伴い、イベントや学校活動が活発化し外出の機会等も増えたことから、需要につきましてはコロナ前の水準まで回復しております。また、半導体不足に端を発する生産設備投資への制約が供給力に影響し、国際物流網の混乱等も生じていることから、市場全体では商品の供給不安も散見されております。

海外市場におきましては、資源価格の高騰に起因する物価上昇や供給不安を世界共通の問題として抱えておりますが、ウィズコロナの考えに基づいた行動緩和策が取られ、国や地域による差異はありながらも回復傾向を示しております。中国市場におきましては、ゼロコロナ政策による人やモノの流れへの厳しい移動制限が解除され社会活動は正常化しつつあります。しかしながら、完全な復活迄には更に時間を要する状況であり、コンタクトレンズの販売活動も大きな影響を受けました。

このような状況の下、2022年10月に創立65周年を迎えた当社グループは、中期3ヶ年(2021年4月～2024年3月)経営計画『～「見える」に新たな価値を～』の2年目である2023年3月期につきましても、引き続き『市場競争力の強化・収益力の強化』、『信頼されるモノづくり』、『SDGsの推進』、『安定した株主還元』を最重要施策として、日本国内での安定した成長を軸に、海外事業規模の拡大と収益基盤の強化を図ってまいりました。また、持続可能な社会の未来を築く活動に貢献することを重要な経営課題の一つであると捉え、使い終わったコンタクトレンズのプリスター(空ケース)を回収し、リサイクルする「BLUE SEED PROJECT」等のSDGs活動も積極的に推進してまいりました。なお、既存ビル老朽化の為、2022年12月から着工を始め2024年5月に竣工を予定しております新本社ビルにつきましては、業務の生産性を高めるだけでなく、環境への配慮、地域との共生をコンセプトとし、外部評価を取得した「グリーンローン・フレームワーク」を策定することで、各金融機関からの資金調達を計画しております。

商品戦略としましては、主力である国産の「ワンデーピュアシリーズ」を中心としながらも、ワンデー市場での売上伸長のため、2022年7月から九州・四国・中国エリア(沖

縄除く)にて販売を開始した1日使い捨て国産シリコンハイドロゲルレンズ「シード1daySilfa(シルファ)」及び2022年8月に発売したOEM商品である「シードAirGrade1day UV W-Moisture(エアグレード ワンデー UV ダブルモイスター)」という異なる特性を持った2種類のシリコンハイドロゲルレンズを市場に投入しております。また、サークル・カラーコンタクトレンズ市場においても多様なライフスタイル、トレンドに合わせるため2022年4月に「Belleme(ベルミー)」を、新商品としてラインナップいたしました。既存商品につきましては、主力である「ワンデーピュアシリーズ」を含む一部商品において、原材料やエネルギー価格の高騰、円安といった複合的な影響を受けたことによる価格改定を2022年4月より行っております。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度において、主に国内のコンタクトレンズ販売が伸長したため、売上高は30,593百万円(前期比6.1%増)となりました。利益につきましては、広告宣伝費並びに販売促進費の効率的運用や配送コストの見直しを進め、販売費及び一般管理費の削減に努めてまいりました。一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に起因したエネルギー価格や原材料価格の高騰の影響により製造原価の上昇、円安による商品輸入原価の高騰により原価の上昇等があり、また、欧州の薬事管理制度の変更等に備えて欧州で積み上げを行った在庫の出荷期限到来と終売商品に関する評価損の計上を第4四半期に行いました結果、期間損益が悪化いたしました。

これらの事業活動の結果、営業利益629百万円(前期比46.5%減)、経常利益554百万円(前期比51.3%減)、連結子会社である英国のContact Lens Precision Laboratories Ltd.において、事業採算が継続的に悪化し資産の収益性の低下等による減損兆候が認められたことから当社が保有する無形資産・のれんについて424百万円の減損損失を計上したことの影響により親会社株主に帰属する当期純損失は316百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,153百万円)となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。そのため、当連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(コンタクトレンズ・ケア用品)

国内のコンタクトレンズにつきましては、引き続き主力である国産の「ワンデーピュアシリーズ」を中心とし、2つの異なるベクトルを持つシリコンハイドロゲルレンズを市場に提案することで、ワンデー市場での売上伸長を図ってまいりました。また、特に市場の成長が見込まれる遠近両用コンタクトレンズや、医療用のオルソケラトロジーレンズ等の高付加価値商品の拡販に注力してまいりました。オルソケラトロジーレンズにつきましては、市場が着実な成長を示し、前期比23.8%増、遠近両用コンタクトレンズも前期比19.2%増と大きく伸長しております。サークル・カラーコンタクトレンズ市場におきましても多様なライフスタイル、トレンドに合わせた「Belleme(ベルミー)」の販売を開始

し、ポストコロナの活動活発化に伴う需要増を捉えるべく活動しております。

ケア用品につきましては、オルソケラトロジー関連のケア用品は増加したものの、コンタクトレンズの使い捨てタイプへのシフト等の影響により、前期比0.2%減となりました。

海外へのコンタクトレンズ輸出等につきましては、海外事業を牽引している中国市場においてゼロコロナ政策の影響を受け、対前年度マイナスとなりました。

その結果、セグメント全体の売上高は30,472百万円（前期比6.5%増）、営業利益1,639百万円（前期比28.0%減）となりました。

（その他）

その他につきましては、眼鏡卸売事業から撤退した結果、売上高は120百万円（前期比48.2%減）、営業利益は0百万円（前期営業損失98百万円）となり、コンタクトレンズの事業への集中が反映された結果となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度で実施した設備投資の総額は1,199百万円であり、その主なものは、コンタクトレンズ・ケア用品事業に係る鴻巣研究所の製造設備の導入等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金504百万円、短期借入金2,675百万円の調達を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (2020年3月期)	第 65 期 (2021年 3月期)	第 66 期 (2022年 3月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	31,792	28,617	28,835	30,593
経 常 利 益 (百万円)	1,691	1,211	1,138	554
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	252	1,129	1,153	△316
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	10.10	45.13	46.09	△12.63
総 資 産 (百万円)	41,591	41,261	41,785	40,011
純 資 産 (百万円)	10,763	11,654	12,532	12,145
1株当たり純資産額 (円)	424.48	459.07	489.63	473.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第67期の業績につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期(2022年3月期)の期首から適用しており、以後の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株)シードアイサービス	10百万円	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳光学科技有限公司 (中国)	32,500,000人民元	60%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳健康科技有限公司 (中国)	3,000,000人民元	100% (100%)	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
香港実瞳健康科技有限公司 (香港)	2,000,000人民元	100% (100%)	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD. (シンガポール)	1,050,000SG\$	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD. (台湾)	28,000,000NT\$	100%	コンタクトレンズ、眼鏡等の販売
SEED Contact Lens Europe GmbH (ドイツ)	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの販売
Contact Lens Precision Laboratories Ltd. (イギリス)	111 £	100%	コンタクトレンズの製造販売
Ultravision International Ltd. (イギリス)	450,000 £	100% (100%)	コンタクトレンズの製造販売
Woehlk Contactlinsen GmbH (ドイツ)	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの製造販売
Woehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH (オーストリア)	35,000EUR	100% (100%)	コンタクトレンズの販売
Sensimed SA (スイス)	375,000CHF	80%	医療機器の開発、製造及び販売

(注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合を内数で示しております。

2. 当連結会計年度において、上海実瞳光学科技有限公司が設立した上海実瞳健康科技有限公司及び香港実瞳健康科技有限公司を連結の範囲に含め、重要な子会社としております。

(4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、エネルギー・資材価格の高止まりや地政学的リスクが景気回復へ不透明感を与える状況が依然として続くものの、新型コロナウイルス感染症の5類への引き下げ等、経済活動の正常化に歩調を合わせた消費回復が持続的に期待できると考えております。

コンタクトレンズの国内市場につきましては、人口の減少と高齢化が進む中、1日使い捨てタイプへのシフトが依然続いていることや、近視の低年齢化・高度化が世界的な社会問題として注目される中で、オルソケラトロジーレンズの普及、ミドルエイジ以降の遠近両用商品等の伸長により、今後についても持続的な成長が見込まれると認識しております。海外市場におきましても、エネルギー価格の高騰や供給不安の影響等、国や地域により多様なリスクを抱えながらも、継続して成長をしていくものと考えられます。

そのような状況が想定される中、当社グループは、2023年3月期に新規投入を行った商品並びに乱視や遠視、遠近両用といった高付加価値商品の比率を高めることで、売上高の伸長を目指し、また、生産につきましては、製造ラインの増設、エネルギー使用効率の改善や歩留まり改善を行うことで原価低減を通じた粗利率の向上に努めてまいります。販管費につきましては、2023年3月期はエネルギー価格、原料・資材価格の高騰を受けて物流費用等の効率化を進めてまいりました。2024年3月期につきましては各費用の効率化を更に進めながらも、近視の進行抑制効果をもつコンタクトレンズの開発や治験、スマートコンタクトレンズの第二世代モデルの開発等、今後の成長が見込まれる分野への研究開発につきましては積極的に投資してまいります。海外戦略につきましては、海外事業の柱となる中国におきまして、中国国内自社WEBサイト（旗艦店）、中国国外自社WEBサイト（越境EC）を有効活用することにより競争が激しい市場の中で収益力を向上させます。また、東南アジア・欧州等におきましては、グループの連携や商品相互供給を通じて収益力改善に努めてまいります。

連結業績見通しにつきましては、グループ全体の業績は売上高33,000百万円と前期比7.9%の増収を見込んでおり、利益につきましては営業利益1,700百万円、経常利益1,650百万円、親会社株主に帰属する当期純利益700百万円を見込んでおります。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、コンタクトレンズの研究開発及び製造販売とコンタクトレンズケア用品、その他商品の販売を主たる業務としております。

事業内容と主要品目は以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
コンタクトレンズ・ケア用品事業	
コ ン タ ク ト レ ン ズ	ハード、ソフトタイプのコンベンショナル（従来型）レンズ、 ディスポーザブル（使い捨て）レンズ、オルソケラトロジーレンズ、 その他
コンタクトレンズケア用品	洗浄液、保存液、酵素洗浄液、化学消毒液、保存ケース、その他
その他	眼鏡、眼内レンズ、その他

(注) 当年度から、「眼鏡事業」については、「その他」として記載しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都文京区本郷2丁目40番2号
 シード第2ビル 東京都文京区本郷2丁目27番13号
 鴻巣研究所 埼玉県鴻巣市袋1030番地7
 営業所 東京、札幌、仙台、名古屋、関西、岡山、広島、福岡
 (注)当社は、本社ビルの建替えに伴い、本社を東京都千代田区神田錦町2-11三洋安田ビルに仮移転しております。

② 子会社の状況

「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンタクトレンズ・ケア用品事業	906 (235) 名	△4 (△9) 名
その他	15 (3) 名	△5 (-) 名
全社 (共通)	53 (2) 名	△2 (1) 名
合計	974 (240) 名	△11 (△8) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 当年度から、「眼鏡事業」については、「その他」として記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
739 (201) 名	△11 (1) 名	35.6歳	12.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	3,435百万円
(株)みずほ銀行	3,076百万円
(株)日本政策投資銀行	2,241百万円
(株)三菱UFJ銀行	1,659百万円
三井住友信託銀行(株)	1,469百万円

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 79,272,000株
- ② 発行済株式の総数 25,033,422株 (自己株式32株含む)
- ③ 株主数 26,117名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社SMBC信託銀行	5,447千株	21.8%
みずほ信託銀行株式会社	4,319千株	17.3%
野村信託銀行株式会社	3,605千株	14.4%
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)	1,396千株	5.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,180千株	4.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,149千株	4.6%
浦壁 昌広	618千株	2.5%
井上 忠	257千株	1.0%
シード社員持株会	249千株	1.0%
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	195千株	0.8%

- (注) 1. 株式会社SMBC信託銀行、みずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社の所有株式数については、委託者である新井隆二氏が議決権の指図権を留保しております。
2. 上記の持株比率は自己株式32株を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ 現に発行している新株予約権 (その他新株予約権の状況)
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦 壁 昌 広	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会 会長
取 締 役	杉 山 哲 也	管理本部長兼経理部長
取 締 役	細 川 均	営業本部長
取 締 役	福 田 猛	生産技術本部長
取 締 役	佐 藤 隆 郎	研究開発本部長兼開発部長
取 締 役	小 原 之 夫	
取 締 役	大 竹 裕 子	大竹裕子公認会計士・税理士事務所 公認会計士 (株)プロビタス代表取締役
取 締 役	小 泉 範 子	同志社大学生命医科学部 教授 京都府立医科大学医学部 客員教授 京都大学医学部 臨床教授 アクチュアライズ(株) 最高科学責任者
常 勤 監 査 役	中 山 友 之	
監 査 役	二 瓶 ひ ろ 子	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律 事務所 カウンセル弁護士 北越コーポレーション(株) 社外取締役 JUKI(株) 社外監査役
監 査 役	林 龍 太 郎	学校法人獨協学園 学園本部内部監査室長

- (注) 1. 取締役小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役大竹裕子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役二瓶ひろ子氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 取締役森大助氏は、2022年12月31日をもって、取締役を辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は経営企画部長でありました。
7. 監査役種房俊二氏は、2022年6月8日に逝去し、同日をもって監査役を退任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は国内海外子会社を含む取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあたる額を負担しております。当該保険契約により被保険者の役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定しており、基本報酬と業績連動報酬、株式取得目的報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定します。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

各取締役の報酬額は、株主総会（1988年6月29日）で決定された報酬枠（報酬限度額150万円以内）の範囲内で、役位や在職期間における会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。なお、決定当時の取締役は11名であります。監査役の報酬額は、株主総会（2021年6月25日）で決定された報酬枠（報酬限度額30万円以内）の範囲内で、監査役の協議で決定した基準に従って算定しております。なお、決定当時の監査役は3名であります。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会にて決定しております。なお、2018年6月27日の取締役会にて役員報酬制度の改定、2022年6月24日の取締役会にて2022年度の役員報酬額について審議を行っております。

c. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬、株式取得目的報酬で構成されており、基本報酬と業績連動報酬の割合は50%ずつに設定し、その他株式取得目的報酬を上乗せして構成されております。役位毎の業績連動報酬は標準を基本報酬と同額とし、業績評価と連動し、代表取締役は50%～150%、代表取締役以外の取締役は60%～140%のレンジで変動するものとしております。

なお、社外取締役及び監査役は、独立した立場で責務を果たすことができるようにするため、基本報酬のみとしております。

d. 業績連動報酬に係る指標

業績連動報酬は、企業業績並びに各取締役の貢献度と連動して決定しており、指標として売上高・営業利益・ROE・EBITDAの当初計画に対する達成度を用いております。当該指標を選択した理由は、当該指標が会社業績及び財務バランスを測る指標として一般的且つ適切と考えられるためです。また、代表取締役以外の取締役については、各担当部門の計画に対する達成度も反映して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	株式取得目的 報酬	退職慰労金	
取締役	59	39	18	—	0	9
(うち社外取締役)	(11)	(11)	(—)	—	(—)	(3)
監査役	19	19	—	—	—	4
(うち社外監査役)	(9)	(9)	—	—	—	(3)
合計	78	58	18	—	0	13
(うち社外役員)	(20)	(20)	(—)	—	(—)	(6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、当該報酬の当事業年度における費用計上額です。
3. 株式取得目的報酬は、2022年4月11日開催の取締役会において一時不支給とすることを決議しております。
4. 取締役会は、代表取締役 浦壁昌広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。
6. 上記には、2022年6月8日をもって退任した監査役1名、2022年12月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役大竹裕子氏は、大竹裕子公認会計士・税理士事務所の公認会計士、(株)プロビタスの代表取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 取締役小泉範子氏は、同志社大学生命医科学部 教授、京都府立医科大学医学部 客員教授、京都大学医学部 臨床教授、アプチュアライズ(株) 最高科学責任者であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役二瓶ひろ子氏は、外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のカウンセル弁護士、北越コーポレーション(株)の社外取締役、JUKI(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役林龍太郎氏は、学校法人獨協学園 学園本部内部監査室長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 原 之 夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取 締 役	大 竹 裕 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回出席し、公認会計士としての専門的見地から、また、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取 締 役	小 泉 範 子	就任後、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、また、ベンチャー企業の最高科学責任者として有する経営管理や幅広い知見からの助言や提言を行っております。
監 査 役	種 房 俊 二	2022年6月8日をもって退任するまでの間、当事業年度に開催された取締役会5回、監査役会4回全てに関して、病氣療養により欠席しています。
監 査 役	二 瓶 ひ ろ 子	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	林 龍 太 郎	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席し、学校法人監査室長としての経験と見識から、中立的・客観的な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司（中国）、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.（台湾）、SEED Contact Lens Europe GmbH（ドイツ）、Contact Lens Precision Laboratories Ltd.（イギリス）、Ultravision International Ltd.（イギリス）、Woehlk Contactlinsen GmbH（ドイツ）、Woehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH（オーストリア）、Sensimed SA（スイス）は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める解任事由に該当すると監査役会が判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及びその運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。

【運用状況】

「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、この基準を満たした社外取締役を選任することとしております。

- ②当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「シードグループ行動規範」を制定し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。

【運用状況】

シードの使命、経営理念及び行動規範で構成される企業ビジョン等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に見覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っております。

- ③コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家（弁護士）も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を法務室の社内弁護士と経営から独立している常勤監査役とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を5回開催しております。通報者保護に関しては、コンプライアンス管理規程に明記する等、適切な運用を行っております。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス基本方針を策定し、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的実施しております。

- ④監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

【運用状況】

取締役会、必要に応じ経営会議及び各種委員会等に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしております。

- ⑤内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。

【運用状況】

監査部は、毎期、内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

【運用状況】

上記に係る文書等は、文書管理規程に基づき保存年限や所管部署等を定め適切に管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、それぞれの所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取り組む。
- ②新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、経営企画部が窓口となり、速やかに対応を行う。

【運用状況】

リスク管理と情報セキュリティの維持に関し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的にリスク・セキュリティ管理委員会を32回開催しており、適切に管理されております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部長・担当部署等が出席し議論を行う。

【運用状況】

当事業年度は、取締役会を定例、臨時を合わせて16回開催しております。また、経営会議につきましても、経営会議規程に基づき、適宜適切に開催しております。

- ②会社の各部門の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部部长は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月1回レビューを開催する。

【運用状況】

レビューにつきましては、毎月開催され、その内容に応じ、経営会議や取締役会に協議または報告がされており、多面的な検討を実施することで、目標の進捗確認と達成に向けて適切に管理を実施しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社管理強化のための担当部門（関係会社管理部・海外事業本部）を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。それぞれの担当部門長は、必要に応じて、会議の開催、関連資料等の提出を担当者に求める。
 - ・月一回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。
 - ・月一回開催する海外子会社とのレビューには、代表取締役社長が参加することを求める。

【運用状況】

経営理念や企業ビジョンならびに行動規範等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に閲覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っており、また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的実施しております。

また、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューには、代表取締役社長が参加し適切に運用がされております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的・統括的に管理する。

【運用状況】

3. ①、②と同様

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、国内、海外における関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
- ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。

【運用状況】

- 上記①と同様

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び国内、海外における関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは会社の監査役も実施する。

【運用状況】

1. ②及び5. ①と同様

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助する担当者を置くこととする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を監査役と人事教育部長と協議のうえ任命することが出来る。

【運用状況】

監査役の職務を補助する担当者や必要に応じ任命された補助者にて業務補助にあたり、監査役会の指揮に基づき適切に運営されております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

【運用状況】

上記のとおり適切に運営されております。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、その補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
- ・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また監査役の業務を補助する担当者や監査部、その他必要に応じた各部門との打合せ等で、必要な報告を実施しております。

②子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役へ報告する。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また、常勤監査役は、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューに参加し、質疑応答を実施することで、必要な報告を受けております。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

1. ③を徹底しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

なお、当事業年度においては、当該費用処理等は発生しておりません。

12. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況】

上記方針を徹底しており、監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見や情報交換のための会合を適切に実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社のコンプライアンスマニュアルにおいて『反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。』旨の定めがあり、これを全社員及び子会社に対し周知徹底を図っております。

なお、コンプライアンスマニュアルの制定及び改訂に関しては、コンプライアンス委員会において協議・承認されるものとする。

【運用状況】

新規取引先との契約締結に際しましては、反社会的勢力の排除に関する覚書を交わし、反社会的勢力対応規程に基づき、入念な審査を行った後、取引を開始しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,619	流動負債	17,323
現金及び預金	4,938	支払手形及び買掛金	687
受取手形及び売掛金	4,288	短期借入金	12,608
商品及び製品	5,476	リース債務	1,025
仕掛品	406	未払金	1,770
原材料及び貯蔵品	1,260	未払費用	244
前渡金	1	未払法人税等	9
未収入金	904	未払消費税等	340
その他	367	賞与引当金	412
貸倒引当金	△25	設備関係支払手形	81
固定資産	22,392	製品保証引当金	64
有形固定資産	19,173	その他	79
建物及び構築物	9,831	固定負債	10,542
機械装置及び運搬具	1,096	長期借入金	5,040
土地	4,504	リース債務	2,215
リース資産	2,961	退職給付に係る負債	3,090
建設仮勘定	114	資産除去債務	39
その他	664	繰延税金負債	31
無形固定資産	1,202	その他	123
のれん	479	負債合計	27,895
その他	723	純資産の部	
投資その他の資産	2,016	株主資本	11,415
投資有価証券	752	資本金	1,841
長期貸付金	45	資本剰余金	3,103
固定化営業債権	385	利益剰余金	6,470
長期前払費用	3	自己株式	△0
敷金	247	その他の包括利益累計額	446
差入保証金	77	その他有価証券評価差額金	239
繰延税金資産	915	繰延ヘッジ損益	△2
その他	12	為替換算調整勘定	150
貸倒引当金	△421	退職給付に係る調整累計額	59
資産合計	40,011	非支配株主持分	283
		純資産合計	12,145
		負債純資産合計	40,011

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで ）

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		30,593
売上原価		18,970
売上総利益		11,623
販売費及び一般管理費		10,993
営業利益		629
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	9	
受取貸料	21	
受取保険金	0	
為替差益	29	
助成金収入	31	
売電収入	41	
その他	39	173
営業外費用		
支払利息	179	
支払電費	26	
その他	43	249
経常利益		554
特別利益		
その他	0	0
特別損失		
減損損失	425	
建物解体費	92	
投資有価証券評価損	22	
子会社役員退職金	64	
その他	8	612
税金等調整前当期純損失(△)		△57
法人税、住民税及び事業税	136	
法人税等調整額	158	294
当期純損失(△)		△352
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△36
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△316

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで ）

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,841	3,103	7,086	△0	12,031
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△300		△300
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△316		△316
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	-	-	△616	△0	△616
当 期 末 残 高	1,841	3,103	6,470	△0	11,415

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	230	0	83	△89	225	275	12,532
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△300
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)							△316
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)	8	△3	67	149	221	8	229
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	8	△3	67	149	221	8	△386
当 期 末 残 高	239	△2	150	59	446	283	12,145

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

12社

(株)シードアイサービス

上海実瞳光学科技有限公司 (中国)

SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD. (シンガポール)

SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.(台湾)

SEED Contact Lens Europe GmbH(ドイツ)

Contact Lens Precision Laboratories Ltd. (イギリス)

Ultravision International Ltd. (イギリス)

Woehlk Contactlinsen GmbH(ドイツ)

Woehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH(オーストリア)

Sensimed SA (スイス)

上海実瞳健康科技有限公司 (中国)

香港実瞳健康科技有限公司 (香港)

なお、当連結会計年度において上海実瞳光学科技有限公司が設立した上海実瞳健康科技有限公司及び香港実瞳健康科技有限公司を連結の範囲に含めております。

非連結子会社の状況

非連結子会社の数

非連結子会社の名称

5社

SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD. (マレーシア)

横浜近視予防研究所(株)

SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム)

上海実瞳商務咨询有限公司 (中国)

上海実瞳視光医療科技有限公司 (中国)

なお、当連結会計年度において上海実瞳光学科技有限公司が外部出資者との共同出資により上海実瞳視光医療科技有限公司を設立しております。

また、当連結会計年度においてSEED CONTACT LENS(ANZ)PTY LTD.は清算手続が完了し、消滅しております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- (2) 持分法の適用に関する事項
- | | |
|--------------------------|---|
| 持分法適用の関連会社の数 | 該当ありません。 |
| 持分法を適用していない
非連結子会社の数 | 5社 |
| 持分法を適用していない
非連結子会社の名称 | SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD. (マレーシア)
横浜近視予防研究所(株)
SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム)
上海実瞳商務咨询有限公司 (中国)
上海実瞳視光医療科技有限公司 (中国) |
| 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。 |
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.他、海外子会社8社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ①重要な資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|------------|---|
| イ. 有価証券 | |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | 移動平均法による原価法 |
| 市場価格のない株式等 | 時価法 |
| ロ. デリバティブ | 時価法 |
| ハ. 製品、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 商品、原材料、貯蔵品 | 主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
- ②固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| その他 | 2～20年 |

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 八. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 製品保証引当金
販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込を計上しております。
- ④退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。
- ⑥外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ハ、ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,476百万円
売上原価に含まれる評価損	379百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績及び将来の売上予算を基礎に製品を出荷期限内で出荷する可能性を検討したうえで、現時点において出荷が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げしております。

当連結会計年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損379百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金326百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金1,122百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	2,639	(2,313)	百万円
機械装置及び運搬具	1	(1)	
土地	1,713	(996)	
有形固定資産その他	0	(0)	
合計	4,355	(3,311)	

() 内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

- (2) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりです。

受取手形及び売掛金 4,280百万円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 21,840百万円

なお、上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
(株)シードアイサービス(東京都文京区)	小売店舗施設	建物及び構築物・その他	0
Contact Lens Precision Laboratories Ltd.(イギリス)	—	のれん	271
		無形固定資産(その他)	152
合計	—	—	425

当社グループは、原則として工場用資産、営業用資産、賃貸用資産、共用資産等の区分により、また、店舗展開している子会社については店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、(株)シードアイサービスが運営する小売店舗の収益が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失0百万円として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物及び有形固定資産（その他）であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額により評価しております。

また、当社がContact Lens Precision Laboratories Ltd.株式取得により子会社化した際に計上したのれん及びContact Lens Precision Laboratories Ltd.で識別された無形固定資産（その他）については、経営環境の悪化等により今後の収益性の低下が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、のれん271百万円及び無形固定資産（その他）152百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.7%で割引いて算定しております。

- (2) 建物解体費用

老朽化した本社建物を建て替えるため、旧本社建物を取り壊したことに伴い発生した費用であります。

- (3) 子会社役員退職金
イギリスの子会社Contact Lens Precision Laboratories Ltd.の役員が退職したことに伴い支払った費用であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項 普通株式 25,033,422株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額等
2022年6月24日開催の第66回定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 300百万円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当額 | 12円 |
| ・基準日 | 2022年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2022年6月27日 |
- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2023年6月27日開催予定の第67回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 300百万円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当額 | 12円 |
| ・基準日 | 2023年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2023年6月28日 |

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社（グループ）は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金調達を行っております。
受取手形及び売掛金に係る得意先の信用リスクは、与信管理規定に従い債権管理を行うこととし、毎月1回債権管理会議を行い貸倒れのリスク低減に取り組んでおります。
投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。
支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。
借入金は、運転資金として短期借入金、設備投資資金として長期借入金により調達しております。
デリバティブは仕入商品の為替変動リスクを回避するため、為替予約を設定しており、支払いキャッシュ・フローの固定化をしております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券※1 その他有価証券	557百万円	557百万円	－百万円
資 産 計	557	557	－
②長期借入金	5,040	5,031	△9
③リース債務（固定）	2,215	2,315	99
負 債 計	7,256	7,346	89
④デリバティブ取引※2	(3)	(3)	－

※ 1. 市場価格のない株式等は①投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度
非上場株式	195百万円

※ 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

※ 3. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「長期貸付金」、「固定化営業債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「リース債務（流動）」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「設備関係支払手形」については、現金であること及び短期間で決済されるため帳簿価額が時価に近似するものであること、連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似することから記載を省略しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

②長期借入金、③リース債務（固定）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	557百万円	－ 百万円	－ 百万円	557百万円
資 産 計	557	－	－	557
デリバティブ取引 通貨関連	－	3	－	3
負 債 計	－	3	－	3

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－ 百万円	5,031百万円	－ 百万円	5,031百万円
リース債務	－	2,315	－	2,315
負債計	－	7,346	－	7,346

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる利益を分解した情報

顧客との契約から生じる利益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売上区分		合計
	コンタクトレンズ・ケア用品	その他	
一時点で移転される財	30,437	120	30,558
顧客との契約から生じる収益	30,437	120	30,558
その他の収益	35	－	35
外部顧客への売上	30,472	120	30,593

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

コンタクトレンズ・ケア用品事業における製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート（以下、達成リベート）等を付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から達成リベート等の見積りを控除した金額で算定しております。達成リベート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識されていた収益のうち、期首現在の契約負債はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 473円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △12円63銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,621	流動負債	16,647
現金及び預金	3,185	支払手形	219
受取手形	452	買掛金	217
売掛金	4,107	短期借入金	10,348
商品及び製品	4,659	1年内返済予定長期借入金	2,216
仕掛品	163	リース債務	1,021
原材料及び貯蔵品	1,182	未払金	1,446
前渡金	1	未払費用	255
前払費用	184	未払法人税等	9
未収入金	927	設備関係支払手形	81
その他	84	賞与引当金	397
貸倒引当金	△327	製品保証引当金	64
固定資産	24,099	その他	372
有形固定資産	18,332	固定負債	9,383
建物	9,296	長期借入金	4,996
構築物	163	リース債務	2,214
機械装置	884	退職給付引当金	2,009
車両運搬具	3	資産除去債務	39
工具器具及び備品	503	その他	123
土地	4,425	負債合計	26,030
リース資産	2,955	純資産の部	
建設仮勘定	98	株主資本	12,461
無形固定資産	1,140	資本金	1,841
のれん	359	資本剰余金	3,109
その他	780	資本準備金	2,474
投資その他の資産	4,626	その他資本剰余金	635
投資有価証券	467	利益剰余金	7,510
関係会社株式	2,759	利益準備金	120
長期貸付金	9	その他利益剰余金	7,390
関係会社長期貸付金	670	固定資産圧縮積立金	228
固定化営業債権	211	別途積立金	1,000
繰延税金資産	537	繰越利益剰余金	6,161
その他	291	自己株式	△0
貸倒引当金	△319	評価・換算差額等	228
資産合計	38,721	その他有価証券評価差額金	231
		繰延ヘッジ損益	△2
		純資産合計	12,690
		負債純資産合計	38,721

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		27,798
売上原価		17,079
売上総利益		10,719
販売費及び一般管理費		9,260
営業利益		1,458
営業外収入		
受取利息及び配当金	11	
為替差益	76	
受取賃貸料	22	
受取保険金	0	
助成金収入	31	
売電収入	41	
その他	36	219
営業外費用		
支払利息	177	
売電費用	26	
その他	38	242
経常利益		1,435
特別補助金収入	0	0
特別損失		
固定資産除却損	2	
固定資産圧縮損	0	
建物解体費用	92	
貸倒引当金繰入	166	
投資有価証券評価損	22	
子会社株式評価損	29	314
税引前当期純利益		1,122
法人税、住民税及び事業税	134	
法人税等調整額	240	375
当期純利益		747

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
					固定資産圧積	資産縮小	別積立金	途金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,841	2,474	635	3,109	120	228	1,000		5,715	7,064
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△300	△300
当 期 純 利 益									747	747
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	446	446
当 期 末 残 高	1,841	2,474	635	3,109	120	228	1,000		6,161	7,510

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△0	12,015	221	0	222	12,237
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△300				△300
当 期 純 利 益		747				747
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10	△3	6	6
当 期 変 動 額 合 計	△0	446	10	△3	6	453
当 期 末 残 高	△0	12,461	231	△2	228	12,690

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 | |
| デリバティブ | 時価法 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 製品、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 商品、原材料、貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| (4) 固定資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (5) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。 |
| 製品保証引当金 | 販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。 |

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。
ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,659百万円
売上原価に含まれる評価損	240百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績及び将来の売上予算を基礎に製品を出荷期限内で出荷する可能性を検討したうえで、現時点において出荷が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げしております。

当事業年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損240百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において売上原価の金額に重要

な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社に対する債権の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社に対する債権合計額	1,735百万円
上記に対する貸倒引当金	433百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度末において財務内容が悪化している関係会社に対する債権1,077百万円に対して、上記方法に基づく貸倒引当金433百万円を計上しております。

当該見積りは、関係会社の期末日時点の財務内容を基に将来の事業計画を勘案しているため、景気動向や将来の経済環境の変動などによって見積りと実績が乖離した場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の追加計上が必要になる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金326百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金1,122百万円の担保に供しております。

建物	2,584	(2,296)	百万円
構築物	55	(16)	
機械装置	1	(1)	
車両運搬具	0	(0)	
工具器具及び備品	0	(0)	
土地	1,713	(996)	
合計	4,355	(3,311)	

() 内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,442百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,065百万円
短期金銭債務	20百万円

(4) 関係会社に対する債務保証は次のとおりであります。

短期借入金 (SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD. (台湾))	56百万円
仕入債務 (㈱シードアイサービス)	0百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	633百万円
販売費及び一般管理費	722百万円
営業取引以外の取引高	9百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	32株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	121百万円
貸倒引当金	198
製品保証引当金	19
未払費用	82
未払事業税	13
棚卸資産評価損	73
退職給付引当金	615
投資有価証券	27
資産除去債務	12
関係会社株式	562
繰延ヘッジ損益	1
その他	6
小計	1,734
評価性引当額	△804
合計	930

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△102
無形固定資産	△162
関係会社株式	△26
固定資産圧縮積立金	△101
合計	△392
繰延税金資産の純額	537

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.	所有 直接100 (-)	当社製商品の 販売	当社製商品の 販売 (注) 1	60	売掛金	406
			業務委託契約の 締結	業務委託料の 支払 (注) 2	45	未払金	-
			出向者の派遣	出向料の受け取 り (注) 3	13	未収入金	97

- (注) 1. 販売価格については、現地市場価格を参考に協議の上、決定しております。
 2. 業務委託料については、市場価格等を勘案して協議の上、決定しております。
 3. 出向料については、出向元の規定を基礎として協議の上、決定しております。

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要株主の近親者 が議決権の過半数 を所有している会 社	松柏合同会社	- (-)	土 地 の 賃 借	土地の賃借 (注)	10	前払費用	0

(注) 土地の賃借については、近隣の賃貸借取引の実勢価格に基づき交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 506円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円84銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 シード
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三辻 雅 樹
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 須山 誠 一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シードの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 シード
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三辻 雅 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シードの2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ・取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ・事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社シード 監査役会
常勤監査役 中山友之 ㊟
社外監査役 二瓶ひろ子 ㊟
社外監査役 林龍太郎 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号
TEL 03-3813-6211

交通機関のご案内

- JR 中央線・総武線「御茶ノ水駅」 聖橋口より徒歩5分
 - 東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水駅」 B1・B2出口より徒歩5分
 - 東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水駅」 1・2出口より徒歩5分
- ※ 2 出口より出られた場合には、1 出口側に通りを渡ってから矢印方向にお進みください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

